

「格」の日本語学史的研究

—江戸期蘭文典と国学からの影響—

服部紀子 [著]

【凡例】

- ・引用に当たっては、仮名字体は現行の字体に改め、漢字についても新字体に改めた。
- ・原本において丁数等の付与がないものは私に頁数をふった。その際、表紙及び白紙も1頁と数える。
- ・本文に句読点がない場合、適宜付与した。
- ・文法用語が現代の名称と著しく異なる場合に限り、() 内に現代での名称を添えている。

序章

1 近現代における「格」研究の到達点

ラテン語をはじめとして名詞が形態的に変化するヨーロッパ言語において、格は古くから文法範疇の一つとして立てられてきた。『言語学大辞典第6巻 術語編』では格について次のように述べている。

- (1) 格は名詞が曲用する言語にあって、その名詞の(曲用の原理である)文法範疇の一つである。印欧語においては、性と数が同じく名詞の文法範疇をなすが、この2つの範疇は、名詞そのものの類別を示すにとどまるのに対し、格は、名詞が、文全体、または文の他の要素との関係を告げる点で異なっている。(p.20, 波線は服部。以下同。)

現代において、格は名詞の機能の1つであり、(1)にあるように「文全体、または文の他の要素との関係を告げる」という働きのことを格の機能と捉えるのが一般的である。また、国語学会編『国語学大辞典』では「語形変化としての格」について次のように述べている。

- (2) 格は本来的にはギリシア語やラテン語等の屈折語における概念である。名詞的語類(代名詞や形容詞を含む)が文中にあって他の語に対する諸種の関係を示すために取る曲用語尾やゼロ語尾や語内部の母音交替等による語形変化のことである。(p.141, 仁田義雄執筆)

格は元来名詞そのものの語形変化に関わる形態的特徴を持つ文法概念であるが、その一方で(1)のように論理的意味関係の問題でもあるため、欧米においても様々な捉え方がなされている。名詞が語形変化しない日本語研究においては、格の標示形式を扱うに際し、格助詞のみに注目するか、「名詞+格助詞」というまとまりで考えるか、格を統語関係と捉えるか、意味役割と捉えるかなどさまざまな立場が存在する。先の『国語学大辞典』では格の言語研究でのあり方

について次のように述べる。

- (3) 格の本質は表出手段に左右されない。したがって、言語研究としての格の研究は格的現象とその表現手段との双方の関係を扱うことになる。形態論・統語論・意味論のいずれのレベルに重点を置くかで、格の研究は異なった様相を呈することになる。(p.141)

日本語研究の学説史を振り返ると、近代を代表する文法研究の大家、山田孝雄と松下大三郎にもヨーロッパ言語の格への言及があり、彼ら自身の文法体系においても「格」という文法概念が見られる。山田(1908)は「西洋文典流の分類は我が国語に適するか」と題し、英語およびドイツ語と日本語における名詞の違いについて次のように述べる。

- (4) 英独語の名詞と国語の名詞との間に重要な差別あるを發見すべきなり。何ぞや。彼れは所謂事物の觀念をあらはすと同時に其の事物觀念が他の語に対する関係をもあらはすものなるに、吾人の国語にては名詞は単に事物の觀念を裸体的にあらはすのみに止まれることこれなり。こゝに於いて直に發すべき疑問は我が名詞が他に対する関係をば如何にしてあらはすべきかといふことこれなり。(p.82)

すなわち、「觀念をあらはす」という点で英独語と日本語の名詞は共通するが、英独語の名詞が「他の語に対する関係」をも示すのに対し、日本語の名詞にはそのような性質がないということを指摘する。(4)で述べる「其の事物觀念が他の語に対する関係をもあらはす」とは格(case)を指しており、格(case)の本質である「他の語に対する関係」を日本語の名詞はどのように標示するのかと問いかけている。そして、caseとしての格を(4)のように理解した上で日本語の「格」について次のように述べている。

- (5) 英独語の名詞は事物の觀念をあらはすものとしてはなほわが所謂名詞の如くなれども、それらは同時に他の語に対しての位格 Case をあら

はし、数及性の區別を示す。国語にてはかゝることなし。位格をあらはさむには所謂^三爾乎波を用ゐざるべからず。(p.79)

山田は case を「位格」と呼び、日本語では「^三爾乎波」が「他の語に対する関係」を標示するとして「位格」と「^三爾乎波」を関係づける。そして、これを踏まえて山田は自身の考える「格」を次のように定義する。以下は山田(1936)『日本文法学概論』の引用である。

- (6) この位格といふ語は既にいへる如く英文典などにいふ case の訳語たる格といふ語を借用したるものなれど、吾人の用ゐるものはそれらよりも一層意義汎く觀念語の運用せらるゝ場合に於ける一定の資格をさすに用ゐたり。(p.669)

(6)を簡潔に言えば、「位格」とは文中(山田の言う「句」)における「觀念語」の資格ということになるが、具体的に見るといわゆる case の他にも(7)(8)のような例まで「位格」に含まれる。

- (7) 花咲く。(p.861)
(8) よく晴れたり。(p.885)

(7)は「述格」の例、(8)は「修飾格」として挙げているもので、「位格」は名詞に限った文法概念ではないとするのが山田の説である。

一方、普遍文法を目指した松下(1930)は「格」について次のように述べる。

- (9) 西洋人は動詞や副詞や副体詞には格はないと思つた。凡そ物は二つ以上有る場合にはその区別が注意されるが一つでは注意されない。副詞にも格は有るが副詞の格は常に連用格(他語の用に從属する格)である。唯一格であるから格の様な気がしない。故に副詞の格といふことは言はない。〈中略〉彼等が名詞の格以外を格と謂はない所を見ると格の概念が私のいふ格と違ふのだと思ふ人もあらう。しかしそうでは